

## 令和2年第3回定例会 議員提出議案

### 意見案第1号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
- 2 高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。
- 3 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算

を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

- 4 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。
- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、本町をはじめ地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

北海道音更町議会議長 高瀬博文

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

## 意見案第2号 林業・木材産業の持続可能な振興に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心に、雇用・所得の拡大が図られ、地方創生にも大きく貢献するものである。

北海道をはじめとする各自治体では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを実施し、進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や、伐採後の着実な

植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の持続可能な振興に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の持続可能な振興を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

北海道音更町議会議長 高瀬博文

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

### 意見案第3号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書

---

地方自治体は、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められている中で、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また、新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題に直面している。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言は解除されたものの、全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目処は見通せず、

長期化が予想されている。このため、地方自治体では住民の命と生活を守るために感染拡大防止対策や地域経済対策、雇用対策などさまざまな対策が取られている。

第2次補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は2兆円の増額となったが、長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、より一層の追加予算措置を含めた対応が必要不可欠である。

人口減少・超高齢化に伴う社会保障費をはじめ、新型コロナウイルスへの継続的な対策を必要とする地方財政需要に対応するためには、更なる地方財政の充実・強化が求められている。

よって、2020年度補正予算及び2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、国においては、次の事項について適切な措置を講ずることを強く要望する。

## 記

- 1 感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額すること。交付額の算定にあたっては、財政力の弱い自治体においても必要かつ十分な対策を実行できるよう、継続的かつ確実な財政措置を行うこと。
- 2 社会保障、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これらに柔軟に対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 3 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 4 会計年度任用職員制度における職員の処遇改善にむけて、地方公務員法改正の主旨に基づく所要額の調査を行い、確実にその財源を確保すること。
- 5 地方交付税における「業務改革の取組等の成果を反映した算定（トップランナー方式）」により、地方自治体の行財政運営に支障が生じないように、人口規模や民間企業の展開度合いの差異等、地域の実情に配慮した算定を行うこと。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

7 恒常的な地方公共団体の財源不足は、臨時財政対策債に頼ることなく、地方交付税の法定率引き上げを含めた改革を行い、安定的に交付税総額の確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

北海道音更町議会議長 高瀬博文

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

#### 意見案第4号 種苗法改定の慎重審議を求める要望意見書

これまで農業者のタネとり（自家採種）については「育成者権が及ばない範囲」（種苗法21条）で「原則自由」と認められてきた。しかし、本年の通常国会に上程された種苗法改定案は、この条項を削除し、登録品種を「許諾制」とすることで、事実上一律にそれを禁止するものであった。

会期内では十分な審議時間が確保できなかったことから継続審議となったが、種苗法の改定は、北海道の農業に大きく関わるものであり、地域農業や農家の権利を守り、安全で安心した農作物・食料を確保する観点からも極めて重要な案件である。

しかしながら、自家採種を許諾制に見直すことにより、自家採種の権利が著しく制限されるほか、手続きをして許諾料を支払うか、種子を毎年購入しなければならなくなり、農家にとっては大きな負担が発生する恐れがあること、一般品種の自家採種は継続して認められるとしても、民間参入の増加、登録品種の作付割合の拡大とともに許諾料が値上がりしていくことや、種子価格が供給独占により開発時と比較して上昇していくことが懸念される。

よって、種苗法改定案の審議にあたっては、国民の意見を広く聴取し、十分に時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者の不安を払拭し、農業経営等に大きな影響を与えることのないよう、慎重な審議を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

北海道音更町議会議長 高瀬博文

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、農林水産大臣